

# 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

## ■地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更

○地域外から労働者の確保が必要となる工事においては、宿泊費や労働者の赴任手当などで標準積算との乖離が考えられるため、共通仮設費及び現場管理費の対象項目について、その妥当性を確認の上、実績変更するもの。

○当初設計は標準積算とし、精算変更時に証明書類に基づき、実績にて変更を行う。

証明書類：領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書等

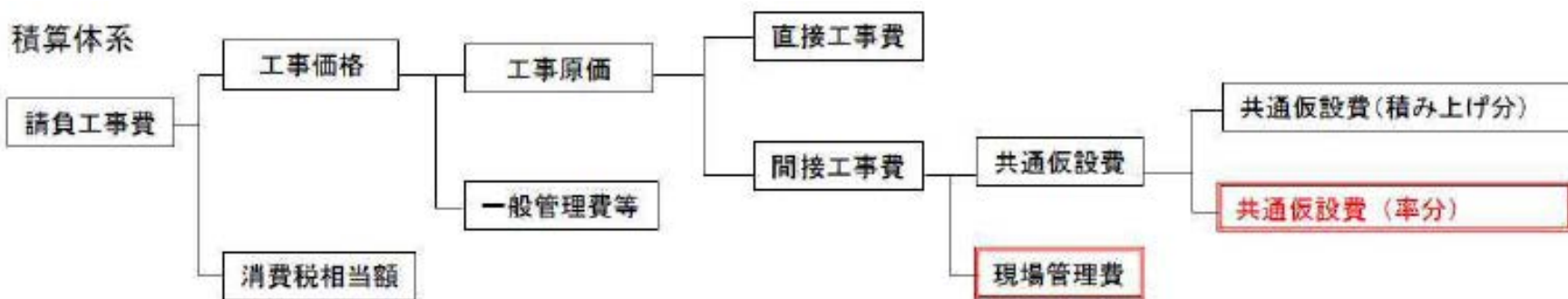
○本試行の対象工事の場合、入札説明書や特記仕様書に本試行の対象である旨を記載している。

## ■対象工事

○一定の地域全体として労働者が不足していると整理できる工事に限って適用する。

## ■対象項目

「共通仮設費(率分)のうち営繕費」および「現場管理費のうち労務管理費」



共通仮設費(率分)・現場管理費のうち、以下を設計変更の対象にする

○共通仮設費(率分)のうち、営繕費

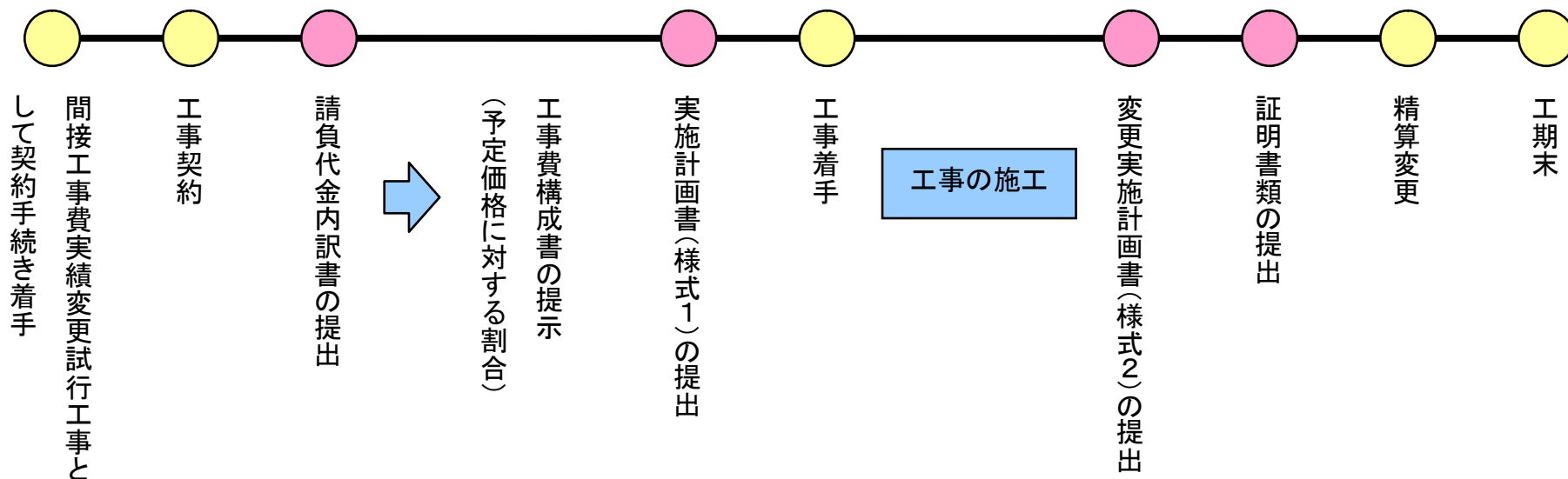
- ・労働者の輸送に要する費用(労働者を日々当該現場に送迎輸送をするために要した費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等含む)
- ・宿泊費(労働者が旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用)
- ・借上費(現場事務所、試験室、労働者宿舍、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要した地代及び建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借り上げた場合に要する費用)

○現場管理費のうち、労務管理費

- ・募集及び解放に要する費用(労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当)
- ・賃金以外の食事、通勤等に要する費用(労働者の食事補助、交通費の支給)

# 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

## 本試行の契約後の流れ



## 【実績変更対象費】

構成費目		率分に含まれる主な項目
営繕費	借上費	建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用等
	宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用
	労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送を要するために要した費用
現場管理費	労務管理費	募集・解散費、賃金以外の食事・通勤等に要する費用



精算変更時に、証明書類の妥当性が確認できれば、実績変更を実施する

## 実施計画書(様式)

### 様式1-1: 実施計画書(共通仮設費)

費目	費用	内容	計上額
共通仮設費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要した地代及び建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用	
	宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用	
	労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送(水上輸送を含む)をするために要した費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等含む)	
合計			¥ ●●●●●

### 様式1-2: 実施計画書(現場管理費)

費目	費用	内容	計上額
現場管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当	
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給	
合計			¥ ●●●●●

## 変更実施計画書(様式)

### 様式2-1: 変更実施計画書(共通仮設費)

費目	費用	内容	当初計上額	変更計上額	差額
共通仮設費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要した地代及び建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げした場合に要した費用			
	宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊した場合に要した費用			
	労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送(水上輸送を含む)をするために要した費用(運転手賃金、車両損料、燃料費等含む)			
合計			¥ ●●●●●	¥ ●●●●●	¥ ●●●●●

### 様式2-2: 変更実施計画書(現場管理費)

費目	費用	内容	当初計上額	変更計上額	差額
現場管理費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
	賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給			
合計			¥ ●●●●●	¥ ●●●●●	¥ ●●●●●

○当初契約締結後の単価合意を行う際に、発注者が提示した割合を参考にして、実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実績計画書(様式1-1,1-2)を作成し、監督職員に提出する。

○最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書(様式2-1, 2-2)及び実績変更対象費に、実際に支払った全ての証明書類(領収書等)を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議する。

## 留意事項

- 受注者の責に帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- 本運用の対象工事については、「間接工事費等諸経費動向調査」の対象工事とするものとし、工事後、調査票を回収する。

## 変更額算出方法

- 共通仮設費率分 …… 標準積算基準に基づく算出額から、実施計画書(様式1-1)に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。  
(実績変更対象費の受注者側の金額(変更-当初)と、官側の金額(変更-当初)の差額を実績変更対象費の積上げ分として計上。)
- 現場管理費 …… 標準積算基準に基づく算出額から、実施計画書(様式1-2)に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。  
(実績変更対象費の受注者側の金額(変更-当初)と、官積の金額(上記、共通仮設費率分により算出した変更額-当初)の差額を実績変更対象費の積上げ分として計上。)

なお、全ての提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。